

**瑞穂市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準
を定める条例（案）の概要について**

1. 条例の趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号）により高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が改正されたことに伴い、市では市道における移動等円滑化基準（特定道路を新設又は改築を行う際の道路の構造に関する基準）を、省令（移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令）を参酌して条例で定めることとなりました。

2. 省令（移動等円滑化基準）の体系

省令の条項数	参酌する条数	
		削除する条項
第1章（総則 第1条～2条） 第2章（歩道橋 第3条～10条） 第3章（立体横断施設 第11条～16条） 第4章（乗合自動車停留所 第17条～18条） 第5章（路面電車停留所等 第19条～21条） 第6章（自動車駐車場 第22条～32条） 第7章（移動等円滑化のために必要なその他の施設等 第33条～37条）	37条	第5章 路面電車停留場等

3. 条例の内容

- ①移動等円滑化基準第5章第19条～21条 路面電車停留場等に関する項目については、瑞穂市内に路面電車が存在しないため、削除する。
- ②その他の項目については、省令に準拠する。

4. 施行予定日

平成25年4月1日